

## 介護職員の専門性・情報公表制度について

平成 22 年 9 月 24 日  
社会保障審議会介護保険部会  
委員 齊藤 秀樹  
(全国老人クラブ連合会)

### ●「介護職員の専門性」の評価について

- ・ 介護サービスの質の向上は、利用者の望むところである。しかし、現在の介護報酬の「加算」方式は、サービスの質の違いが利用者にはわかりにくく、また事業所も加算の説明にためらいを持っているのではないか。
- ・ 「有資格者」や「一定の勤続年数」を満たす事業所を評価する仕組みは必要と考えるが、サービスの質の確保は普遍化すべき課題であることから、例えば次の方法により政策誘導をはかり、わかりやすい制度とすべきではないか。
  - 第一段階 交付金方式：要件を満たす事業所が一定程度に達するまで。
  - 第二段階 上記一定程度に達した段階で、介護報酬の本体報酬とする。ただし、要件を満たさない事業所は「減算」する。

### ●情報公表制度について

- ・ 基本的な考え方として、第三者が介護事業所の提供する「サービスの質」を客観的に評価する仕組みが制度化されていることは意義がある。
- ・ しかし現行制度が、サービスの選択に際し、利用者や介護支援専門員にとって役立つ情報となっているか、利用者の視点に立って検証を行い、情報内容の整備に努める必要がある。
- ・ 他にも指導監査、福祉サービスの第三者評価、グループホームの外部評価など、事業所をチェックする公的な仕組みはあるが、これらに関する利用者の認知度は低く、活用が十分とは言えないのではないか。
- ・ 基本的には指導監査体制の強化を図り、類似制度の整理再編を行い、事業者負担（経済的・事務的）の軽減と費用対効果のある、「利用される制度」に見直す必要があるのではないか。